



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 219 ●
令和6年度 介護保険料について

◆ 令和6年度の介護保険料について

令和6年度の65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、下表をもとに、毎年6月に決定される所得段階によって決まります。対象となる皆さんには、7月中にお知らせと、普通徴収の方には納付書を同封し、お送りしますので、ご確認ください。

	対 象 者	保険料率	保険料（年額）
第1段階 （軽減あり）	●生活保護被保護者 ●世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入など80万円以下	基準額×0.455× 12カ月 ※1	32,200円 ※1
第2段階 （軽減あり）	●世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入など80万円超120万円以下	基準額×0.685× 12カ月 ※2	48,500円 ※2
第3段階 （軽減あり）	●世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入など120万円超	基準額×0.69× 12カ月 ※3	48,900円 ※3
第4段階	●本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる） かつ本人年金収入など80万円以下	基準額×0.9× 12カ月	63,700円
第5段階 （基準額）	●本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる） かつ本人年金収入など80万円超	基準額×1.0× 12カ月	70,800円
第6段階	●町民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.2× 12カ月	85,000円
第7段階	●町民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.3× 12カ月	92,000円
第8段階	●町民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.5× 12カ月	106,200円
第9段階	●町民税課税かつ合計所得金額320万円以上 420万円未満	基準額×1.7× 12カ月	120,400円
第10段階	●町民税課税かつ合計所得金額420万円以上 520万円未満	基準額×1.9× 12カ月	134,500円
第11段階	●町民税課税かつ合計所得金額520万円以上 620万円未満	基準額×2.1× 12カ月	148,700円
第12段階	●町民税課税かつ合計所得金額620万円以上 720万円未満	基準額×2.3× 12カ月	162,800円
第13段階	●町民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額×2.4× 12カ月	169,900円

※第1段階から第3段階について、介護保険料の軽減強化が図られ、実際には※1 第1段階は基準額×0.285×12カ月＝20,200円、※2 第2段階は基準額×0.485×12カ月＝34,300円、※3 第3段階は基準額×0.685×12カ月＝48,500円となります。

※介護保険料基準額は（月額）5,900円

◆ 介護保険料の決め方

【第1号被保険者（65歳以上）】

3年ごとに見直される「介護保険事業計画」において決定されます。
上表のように町民税の課税状況や所得により介護保険料が決まります。



【第2号被保険者（40歳～64歳）】

●国民健康保険（国保）の方

所得などに応じて世帯ごとに決まり、医療分と介護分をあわせて国保税として世帯主が納めます。

●職場の医療保険などの方

加入している医療保険ごとの介護保険料率と給与・賞与に応じて決まり、医療保険の保険料と介護保険料があわせて給与・賞与から差し引かれます。

◆保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収の2種類があります

種 類	対 象 者	納め方	納 期
特別徴収	老齢年金（退職）・障害年金・遺族年金の受給額が、年額18万円（月額15,000円）以上の方 （令和5年度途中で65歳になった方や他市町村から転入した方は普通徴収になる場合があります）	年金天引	年金の支払月 （年6回・偶数月）
普通徴収	●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●令和6年度途中で65歳になる方、他市町村から転入した方、年金受給者になった方など	●納付書 ●口座振替	7月～翌年3月 （年9回・毎月）

※普通徴収から特別徴収への切り替えは、徴収開始より約半年から1年後となります。

※普通徴収の方には、安心して便利な口座振替をおすすめしています。申し込みは振替を希望する金融機関の窓口にて行ってください。

《申込手続に必要なもの》

- 預金通帳
- 金融機関へのお届け印
- 納付義務者のわかるもの（介護保険料納付通知書など）



◆介護保険料はどうして納めるの？

介護保険は、すべての被保険者が納める介護保険料と公費（税金）を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。

1人ひとりの介護保険料は大切な財源です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆介護保険料を納めないでいるとどうなるの？

特別な事情がないのに、介護保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割になったりする給付制限の措置がとられます。介護保険料は必ず納めてください。

納付期限を過ぎると	1年以上滞納している	1年6カ月以上滞納していると	2年を過ぎると
督促が行われます。延滞金などを徴収される場合もあります。	介護保険サービスの利用料を一度全額利用者が負担し、申請により後で保険給付費（7～9割）が支払われます。	保険給付の一部または全部が差し止めとなります。差し止めされた保険給付費から、滞納の介護保険料を差し引くことがあります。	利用者負担が1～3割から3～4割に引き上げられ、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

介護保険料は大切な財源です。安心して便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116